

意見書案第2号

学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり内閣総理大臣、文部科学大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長に意見書を提出する。

令和7年11月25日提出

提出者

長久手市議会議員 なかじま和代

賛成者

長久手市議会議員 田崎あきひさ

長久手市議会議員 山田けんたろう

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 ささせ順子

長久手市議会議員 野村 弘

長久手市議会議員 おくだけんじ

長久手市議会議員 にしだ亮太

要旨

近年、全国各地で発生している学校教員の不適切行為による事件は、公教育全体への信頼を揺るがす重大な問題である。抜本的な再発防止策を早急に講じるよう強く求めるため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書

近年、全国各地において学校教員による不適切行為、特に盗撮やわいせつ行為といった教育者として到底許されない事件が相次いで発生している。これらの行為は、児童生徒及び保護者、さらには地域社会に深刻な不安と不信を与える、公教育全体への信頼を揺るがす重大な問題である。

教育の現場は、子どもたちが安心して学び、成長する場であり、社会の信頼の上に成り立っていなければならない。多くの教職員は、日々子どもたちの成長のために誠実に努力を重ねている。

しかしながら、一部の教員による不適切行為や問題行動によって、子どもたちの安全と教育現場への信頼が損なわれている現状は、極めて憂慮すべきである。

不祥事の第一義的責任は当該教員個人にあるものの、現行の制度や採用体制の下では、未然防止の観点から課題が残されている。特に、市町村の教育委員会が設置する学校では、教員は都道府県教育委員会により採用された職員であるため、現場における市町村側の対応権限が限定的である現状を踏まえれば、国及び県の責任において、再発防止に向けた実効性ある制度の整備・強化を図ることが急務である。

よって、国及び県並びに関係機関におかれては、以下の項目を含む抜本的な再発防止策を早急に講じるよう、強く求めるものである。

記

- 1 教員採用時の適性検査や面接手法を見直し、採用段階での人材適正の確認を徹底すること。
- 2 採用後における服務規律・倫理研修を体系的かつ継続的に実施し、教職員の意識向上を図ること。
- 3 教員の不適切行為を早期に把握できるよう、内部通報制度や児童・保護者からの相談窓口を整備・強化すること。
- 4 学校現場における管理職の監督責任を明確化し、校長・教頭等管理職への研修を強化すること。

- 5 類似事件の再発防止に資するガイドラインを整備し、社会情勢や事例に応じて逐次更新のうえ、各教育委員会および学校現場に徹底すること。
- 6 被害児童・生徒および保護者への心理的・法的支援体制を整備し、二次被害を防止すること。
- 7 令和8年度施行予定の「こども性暴力防止法（日本版DBS法）」に関し、教育現場における具体的な準備（研修・体制整備）を早急に進めること。

以上、地方自治の現場として教育への信頼回復を強く願う立場から、国・県に対し、再発防止に向けた断固たる取組を強く要望するものである。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

内閣総理大臣
文部科学大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長
愛知県知事
愛知県教育委員会教育長